

「電力託送料金制度等の詳細設計の在り方に関する意見※」に対するご説明資料

2021年12月20日



※令和3年7月9日付:消費者委員会 公共料金等専門調査会 電力託送料金に関する調査会

1.レベニューキャップ制度における対応について

● 2023年度より新たな託送料金制度として、レベニューキャップ制度を導入予定であり、消費者庁及び消費者委員会事務局より御提示のあった【電力託送料金制度等の詳細設計の在り方に関する意見(令和3年7月9日)】については、以下のとおり整理を行うこととしている。

目標の設定・評価と インセンティブ付与の在り方

- ✓ 目標の設定について、特にインセンティブとして収入上限の上げ下げを行う項目は必要最小 限とし、インセンティブ水準についても社会的便益や費用対効果等を考慮して適切に設定
- ✓ 目標達成に向けた取組は毎年度、進捗確認を実施することと整理

収入上限の審査方法

- ✓ 見積費用の査定においては、トップランナー査定による事業者間比較に加えて、野心的な 水準の効率化係数を設定することと整理
- ✓ 高額な設備投資案件については、事業者においても第三者を交えた事前検証等を行うな ど、審査の透明性を確保する形で整理

レベニュー キャップ制度の 詳細設計

託送料金等の設定・変更

- ✓ 制御不能費用は、外生性の強い費用のみを限定的に対象とすることと整理
- ✓ また、託送料金は出来る限り一定となるよう、規制期間の5年一律で設定することを基本と 整理

規制期間終了時の評価と利用者への還元

- ✓ 規制期間終了時には、目標の達成状況等を対外的に公表するなど、透明性を確保した 仕組みとすることで整理
- ✓ 利益分配・損失分担について、利用者への迅速な還元と事業者の効率化インセンティブが 両立できるよう50%還元、50%持越と整理

消費者への情報提供、消費者の意見の反映

- ✓ 一部の目標項目においては、事業者が消費者を含むステークホルダーとの協議を通じて、その意見を反映した形で設定することを求める等、消費者の意見が反映される枠組みを設定
- ✓ 消費者にとっても分かりやすい説明資料を用いた公開の審議において、制度設計を検討

2.レベニューキャップ制度下の料金算定の在り方について

- 2023年度より新たな託送料金制度として、レベニューキャップ制度を導入予定。本制度の下で託送料金の算定(レートメーク)を行うことになるが、その検討にあたっては、消費者庁及び消費者委員会の御意見事項である「電圧別配分のルール」に加え、以下のとおり複数の継続論点が存在。
- このため、現在進めているレベニューキャップ制度の詳細設計が終了後、第1規制期間中に必要な検討を進めることとし、その検討結果を踏まえ、第2規制期間において必要な見直しを行うこととしたい。

系統負荷を踏まえた、託送料金の適切な負担の設定

✓ 発電側課金の導入に向けた検討(発電事業者と小売事業者の負担比率の設定)(現行の需要地近接性評価割引制度は廃止を予定)

託送料金の 設定に係る 論点事項

需要側託送 料金の適切 な設定

- □ 部門整理と一般管理費 等の配分のあり方
- □ 機能別配分のあり方
- □ 電圧別配分ルールのあり方 (消費者庁・消費者委員会意見事項)
- □ 距離別託送料金の検討【基本政策小委論点事項】

- ✓ 改正電事法上、収入上限の範囲内であれば 託送料金の設定が可能であり、レベニューキャッ プ制度趣旨に鑑みると、そのレートメークについ ても各一般送配電事業者において、一定の自 由度をもって設定することも一案として考えられ る。
- ✓ 一方で、レートメークの検討にあたっては、左記 の論点事項が考えられるところ、各項目の議論 の方向性が託送料金の算定結果に与える影 響が大きく、また影響し合う関係にもあることか ら、短期的に結論を急ぐのではなく、慎重に検 討を進めることが必要。

3. 今後のスケジュール

● 今後は以下のスケジュールで、制度開始に向けた準備を進めていく。

	2021年度						2022年度		2023年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	4月
制度 設計 ・ 省令 改正	米	取りま	Cネ庁への C C C)報告	<mark>改正等</mark>				
申請 ・ 審査							★ 一般送配電事業者 による申請 審済	★ 収入上限の承認 託送料金の認可	レベニューキャップ 制度の開始

※申請、審査の具体的なスケジュールは今後検討。

2021年1月19日 資源エネルギー庁 第29回電力・ガス基本政策小委員会 資料5

検討課題例②分散型電源の活用を促す託送料金の見直しについて

- 現状では、必ずしも需要が多い場所にその需要に応えるだけの十分な電源は立地しておらず、また再工ネ等のポテンシャルがあり今後の電源立地が期待される場所にも十分な需要がある訳ではなく、需要がある場所と供給ポテンシャルがある場所は一致していない。
- 需要が多い場所に電源の立地を進め、また、発電ポテンシャルが高い場所に需要の立地を進めることは、上位系統の送配電網の利用を減らすなど、潮流を改善する効果が期待される。

(参考)発電側課金の検討について

2021年1月19日 資源エネルギー庁 第29回電力・ガス基本政策小委員会 資料5

(参考) 発電側基本料金について

第53回制度設計専門会合 (2020年12月15日) 資料4-1より抜粋

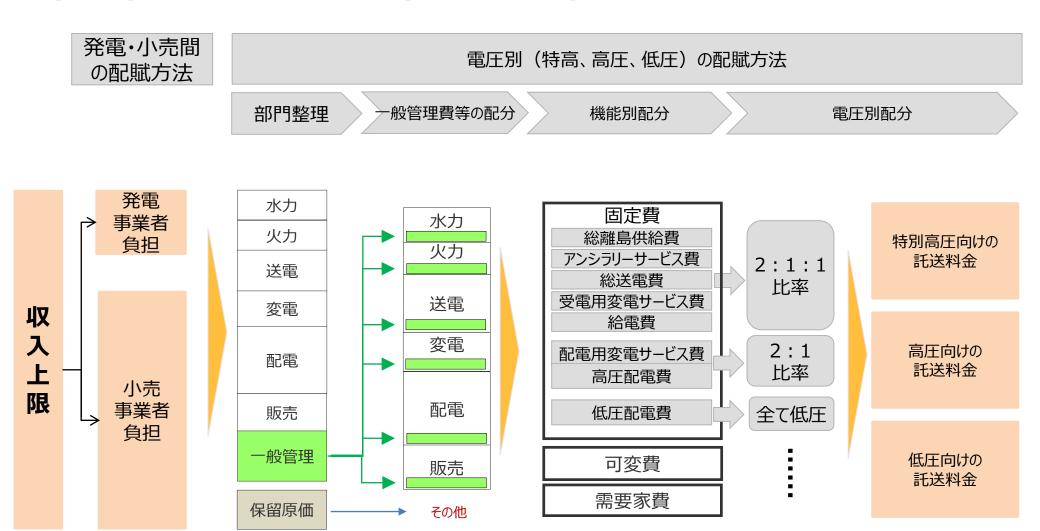
- 1. 発電側基本料金の導入趣旨
- (3)発電側基本料金の導入趣旨
- 送配電設備の増強要因の変化にもかかわらず、現行の託送料金制度は、発電事業者が託送料金を負担しない構造。このため、現行の託送料金制度における「起因者及び 受益者負担」の原則の考え方に基づき、新たに以下のとおりとする。
 - ①託送料金の一部について発電事業者に負担を求めることとし、
 - ②系統の整備費用に与える影響の大きさに応じて課金額に差をつける
- これにより、
 - ①発電事業者にネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備に要する費用を抑制しつつ、
 - ②公平かつ回収確実性の高い託送料金制度のもとで、再工ネ主力電源化に向けた系統増強を効率的かつ確実に行い、再エネの導入拡大を実現する。
- あわせて、発電側基本料金の導入を前提に、系統増強のきっかけを作った発電事業者が多額の費用を負担する仕組みを大きく改善し、エリア全体で負担する仕組みとした。

〈導入後〉 託送料金の一部について発電事業者に負担を求める(託送料金の総額は不変)



89

(参考) 託送料金の算定 (レートメーク) のプロセス



(参考) 固定費の電圧別配賦方法

固定費(販売電力量の増減とは直接の関係がなく固定的に発生する費用であり、おおむね最大電力 (kW)に比例する原価が対象)の需要種別への配分方法で、以下の2つの方法がある

- ▶「2:1:1法」~以下の3項目の合成により固定費を配分する方法(水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新工ネ等発電費、送電費、受電用変電サービス費、給電費のうち固定費に配分された費用)
 - (1)各需要種別の最大電力(kW)の百分率に「2」のウェイト
 - (2)夏期及び冬期の尖頭時における各需要種別の需要電力の百分率に「1(夏期:0.5、冬期:0.5)」 のウェイト
 - (3)各需要種別の電力量(kWh)の百分率に「1」のウェイト
- ▶「2:1法」~以下の2項目の合成により固定費を配分する方法(配電用変電サービス費、高圧配電費のうち固定費に配分された費用)
 - (1)各需要種別の延契約電力(kW)の百分率に「2」のウェイト
 - (2)各需要種別の電力量(kWh)の百分率に「1」のウェイト

(一般電気事業供給約款料金算定規則第9条、第10条)